

第1 趣旨

この基本方針は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）第9条第1項の規定に基づき、岩手県が方針として定めた「岩手県公共施設・公共工事木材利用推進行動計画」（平成22年3月24日策定）に即して策定するものであり、公共建築物等における木材の利用の促進の意義と木材の利用の目標、木材の利用を推進すべき公共建築物等、その他地元産木材の利用を推進する上で必要な事項を定める。

第2 用語の定義

この方針に使用する用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「地元産木材」とは、岩手県内の森林から産出された木材をいう。
- (2) 「木造化」とは、建築物の構造耐力上主要な部分（柱、梁、壁、小屋組等）の全部又は一部に木材を利用することをいう。
- (3) 「木質化」とは、建築物の内装及び外壁等に木材を利用することをいう。

第3 公共建築物等における木材の利用の促進の意義

市が公共建築物等において木材を利用することにより、森林の保全と木材の利用の両立を推進するとともに、その効果に関する市民の理解を深める。

1 木材利用そのものの効果

公共建築物等は、広く市民一般の利用に供されるものであり、市による木材の利用、あるいは取り組み状況や効果等の情報発信により、市民に対して木と触れ合い木の良さを実感する機会、木材の特性、木材利用がもたらす効果を幅広く提供することができる。

また、公共建築物等において木材の利用を進めることで、木材の需要を創出する直接的な効果はもとより、住宅等の一般建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

2 森林の整備、地域経済・雇用の面での効果

木材の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮はもとより地域経済の活性化と雇用の創出を図ることができる。

第4 公共建築物等における地元産木材利用の目標

次に掲げる目標に沿って地元産木材の利用促進を図るものとする。

- 1 公共建築物の新築・増築又は改築を行う場合、建築基準法その他の法令に基づく基準において、耐火建築物とならない施設、又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない2階建て以下の施設は、地元産木材を使った木造化に努める。また、木造化が困難な場合においては、内装等に地元産木材を使った木質化に努める。

- 2 その他、調達する物品については、木製品が環境にやさしい自然素材であることから、地元産木材を使った物品の利用に努める。

第5 地元産木材の利用を推進すべき公共建築物等

地元産木材の利用を推進すべき具体的な公共建築物等は、以下のような建築物等とし、あらゆる分野での地元産木材の利用に努める。

- 1 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物
- 2 机等の備品、消耗品
- 3 その他、公共の用に供する工作物等

第6 その他地元産木材の利用を推進する上で必要な事項

- 1 地元産木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

公共建築物等における木材の利用の促進にあたっては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再生林を確保するなど木材供給及び利用と森林の適正な整備の両立に努める。

- 2 民間事業者への利用推進

地元産木材の利用に対する市民の理解を深めるとともに、経済波及効果を高めるため、民間事業者が整備する施設においても地元産木材の利用促進に努める。

- 3 木質資源の推進

木質バイオマス燃料とする暖房器具やボイラーの導入を推進し、間伐材等の有効活用に努める。

- 4 木材利用等の普及啓発

公共建築物等への木材活用事例を提供し、木材利用の良さの普及啓発に努める。

附則

この基本方針は、平成25年3月1日から適用する。